

岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

岩手県就学指導委員会規則（昭和50年岩手県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>岩手県就学指導委員会規則</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>県立の特別支援学校における教育内容等及び障害のある児童、生徒等の適切な就学について調査審議、助言等を行うため、岩手県就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立の<u>特別支援学校</u>における<u>教育内容等</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>障害のある就学予定者のうち、就学すべき学校の決定が困難な者</u>として市町村教育委員会から依頼のあったものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(3) 県立の<u>特別支援学校</u>に在学する<u>児童、生徒</u>のうち、当該学校で<u>障害の程度</u>を判断することが困難なものの就学すべき学校の決定に関すること。</p> <p>(4) その他<u>障害のある児童、生徒等</u>の適切な就学を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>障害のある児童、生徒等の親権者又は未成年後見人</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>学校教育室</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>岩手県教育支援委員会規則</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等</u>（以下「<u>児童生徒等</u>」という。）の適切な就学及び当該児童生徒等に対する<u>支援の内容等</u>について調査審議、助言等を行うため、<u>岩手県教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立の<u>学校</u>における<u>教育上必要な支援の内容等</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>児童生徒等</u>のうち、<u>障害の程度、障害の状態、教育上必要な支援の内容等</u>（以下「<u>障害の程度等</u>」という。）を<u>判断することが困難な者</u>として市町村教育委員会から依頼のあったものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(3) 県立の<u>学校</u>に在学する<u>児童生徒等</u>のうち、当該学校で<u>障害の程度等</u>を判断することが困難なものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(4) その他<u>児童生徒等</u>の適切な就学を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>児童生徒等の親権者又は未成年後見人</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>学校教育課</u>において処理する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。